

令和元年9月30日開会

第705回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について
(生涯学習課)

< 事務局からの報告事項 >

1. 市指定有形文化財「弥生式土器 壺」の所在変更について (生涯学習課)

< その他 >

議案第1号

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

むつ市下北自然の家条例施行規則を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年9月30日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、クリーニング代の額を改定するためのものである。

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年 月 日公布
むつ市教育委員会規則第3号

むつ市下北自然の家条例施行規則（平成20年むつ市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中「750円」を「760円」に改める。

附 則

（施行期間）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の別表の規定は、使用料又は利用料金のうちこの規則の施行の日以後の使用の許可に係るものについて適用し、使用料又は利用料金のうち同日前の使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

議案第1号参考資料

むつ市下北自然の家条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改	正	現	行
別表	案	現	行
2 クリーニング代	案	現	行
(略)	案	現	行
毛布	案	現	行
(略)	案	現	行
	案	現	行
	案	現	行
	案	現	行
	案	現	行
	案	現	行

事務局からの報告事項

市指定有形文化財「弥生式土器 壺」の所在変更について

市内の個人が所有している市指定有形文化財「弥生式土器 壺」について、所有者より所在変更届が提出された。当市教育委員会で当該資料を一定期間預かることとなるため、預り証を発出し、資料返却時に預り証をこちらへ返却して頂くこととした。

- 変更前の所在地

むつ市大曲 3-7-2

- 変更後の所在地

むつ市文化財収蔵庫

- 変更期間

令和元年 8 月 16 日(金)～12 月 27 日(金)

- 届出理由

住宅の建替工事に伴い、資料を安全に保管するため。



令和元年 8 月 16 日

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛 殿

届出者 住所 むつ市大曲 3-7-2
氏名 望月 久男



むつ市指定文化財の所在変更について

むつ市指定文化財の所在変更について、むつ市文化財保護条例第 18 条第 5 号の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 指定文化財の名称及び員数 弥生式土器 壺 1 点
2. 指定年月日 昭和 55 年 2 月 20 日
3. 所有者の氏名又は名称及び住所
氏名: 望月 久男
住所: むつ市大曲 3-7-2
4. 現在の所在地 むつ市大曲 3-7-2
5. 変更後の所在地 むつ市文化財収蔵庫(むつ市金谷 1-1-10)
6. 変更予定年月日 令和元年 8 月 16 日(金)~令和元年 12 月 27 日(金)
7. 届出事由
住宅の建替工事に伴い、資料を安全に保管するため。

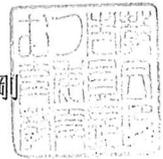


預り証

令和元年 8 月 16 日

望月 久男 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



下記のとおり資料をお預かりいたします。

記

1. 資料名及び数量 むつ市指定有形文化財 弥生式土器 壺 1 点
2. 目的 住宅の建替工事に伴い、上記資料を安全に保管するため。
3. 期間 令和元年 8 月 16 日(金)～令和元年 12 月 27 日(金)

担当: むつ市教育委員会 生涯学習課
主査 森田 賢司
TEL: 0175-22-1111(内線 3142)
Fax: 0175-22-1488

